

和歌山県福祉サービス第三者評価事業推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 県内における福祉サービス第三者評価事業（社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う事業をいう。次条及び第7条において「第三者評価事業」という。）を推進し、もって福祉サービス利用者の立場に立った良質なサービスの提供と利用者によるサービスの適切な選択に資することを目的として、和歌山県福祉サービス第三者評価事業推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関する事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 第三者評価機関の認証及び取消しに関すること。
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修及び継続研修に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会は、別表の者をもって構成する。

(委員長)

第5条 福祉保健総務課長をもって委員長に充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(諮問)

第7条 第三者評価事業の公正性、中立性及び専門性を確保する観点から審議すべき事項があるときは、和歌山県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価事業専門分科会に諮問しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

別表

福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課長

福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課長

福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課長

福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課長